

西暦 年 月 日

日米租税条約表明文書  
(TREATY STATEMENT)

1. We meet all provisions of the U.S.-Japan Tax Treaty that are necessary to claim a reduced rate of withholding, including any limitation on benefits provisions, and derives the income within the meaning of section 894 of Internal Revenue Code, and the regulations thereunder, as the beneficial owner.

我々は、日米租税条約上の減免税率の適用を受けるための条項（特典制限規定を含む。）をすべて満たしており、最終受益者として内国歳入法第 894 条とその規則に該当する所得を得るものとする。

2. We certify that we meet one of the following categories of limitation on benefits provision as defined under Article 22 of the U.S.-Japan Tax Treaty.

我々は、日米租税条約第 22 条（特典条項）各号の次の区分に該当することを宣誓する。

- (1) Government 国、地方政府又は地方公共団体等
- (2) Publicly traded corporation 公開会社（注 1）
- (3) Subsidiary of a publicly traded corporation 公開会社の関連会社（注 2）
- (4) Other tax exempt organization 公益団体等（注 3）
- (5) Tax exempt pension trust or pension fund 年金基金（注 4）
- (6) Company that meets the ownership and base erosion test  
支配・浸食テストを満たす会社（注 5）

最終受益者名（法人名） \_\_\_\_\_



#### 特典条項区分に関する補足説明

(詳細は各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願い致します。)

(注1) 「上場会社」を指します。

(注2) 上場会社の関連会社を指し、発行済株式の総数の50%以上が上記の公開会社(上場会社)に該当する5つ以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限り、

(注3) 公益団体とは、日本の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために日本において設立され、かつ、維持されるものをいいます。

ex. 学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、非営利活動法人

(注4) 年金基金とは、日本の法令に基づいて組織され、日本において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに日本において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。また、直前の事業年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50%を超える者が日本又は米国の居住者である個人であるものに限り、

(注5) 支配・浸食テストを満たす会社とは、株式持分の50%以上を日本又は米国の居住者が保有しており、第三国居住者に対し営業利益の50%以上を支払うことのない法人を指します。

(1) ~ (5) に該当しない一般法人のお客様は、(6) に該当する可能性があります。

なお、2. (1) ~ (6) のいずれにも該当しない法人である場合、当社まで一度ご相談ください。

# 日米租税条約表明文書の記入方法

日米租税条約に基づく軽減税率を適用できる法人であることを宣誓する書類です。

西暦 年 月 日

## 日米租税条約表明文書 (TREATY STATEMENT)

1. We meet all provisions of the U.S.-Japan Tax Treaty that are necessary to claim a reduced rate of withholding, including any limitation on benefits provisions, and derives the income within the meaning of section 894 of Internal Revenue Code, and the regulations thereunder, as the beneficial owner.

我々は、日米租税条約上の減免税率の適用を受けるための条項（特典制限規定を含む。）をすべて満たしており、最終受益者として内国歳入法第 894 条とその規則に該当する所得を得るものとする。

2. We certify that we meet one of the following categories of limitation on benefits provision as defined under Article 22 of the U.S.-Japan Tax Treaty.

我々は、日米租税条約第 22 条（特典条項）各号の次の区分に該当することを宣誓する。

- (1) Government 国、地方政府又は地方公共団体等
- (2) Publicly traded corporation 公開会社 (注 1)
- (3) Subsidiary of a publicly traded corporation 公開会社の関連会社 (注 2)
- (4) Other tax exempt organization 公益団体等 (注 3)
- (5) Tax exempt pension trust or pension fund 年金基金 (注 4)
- (6) Company that meets the ownership and base erosion test 支配・浸食テストを満たす会社 (注 5)

最終受益者名 (法人名)

ご記入日を記載してください。

該当する区分にチェックを入れてください。  
※詳細は各自の税務アドバイザーにご確認ください。

**取引担当者様のご記入、ご捺印ください。**

- ・法人名 (自署)
- ・取引担当者様のご捺印 (認印)

# 返信用宛名ラベル

点線に沿って切り取り、封筒に貼り付けてください。（切手不要）



## ご使用方法

1. A4普通紙（白色）に、白黒で印字してください。
2. サイズ変更（拡大・縮小）はしないでください。
3. 定形サイズの封筒（9~12cm×14~23.5cm）をご使用ください。
4. 糊付けが剥がれないことをご確認の上、投函してください。
5. 裏面には、お客様の氏名・住所をご記入ください。
6. 切手の貼付は不要です。

※当社ではお客様に封筒ラベルの印刷を委託いたします。  
※本ラベルの第三者への譲渡等を禁止いたします。